

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会行政文書管理規程（平成11年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略]	附 則 1～4 [略] <u>（令和4年4月1日以後の行政文書の管理の特例）</u> 5 <u>教育長が別に定める職員が令和4年4月1日以後に作成し、又は取得する行政文書の管理については、この訓令（第5章及び第6章を除く。）の規定にかかわらず、同日から同年9月30日までの間に限り、教育長が別に定めるところによる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。